



2018年5月

お客様各位

山九株式会社
国際物流推進部
マーケティングG

インドネシア向け B/L 記載事項について (お願い)

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さてこの度インドネシア税関からの通知により、インドネシアに入港する貨物の B/L に関し、下記事項の記載が義務化されることとなりました。

つきましてはこれを受け、弊社取扱いに関しましても、下記①～②の情報ご提供をお願い致したく存じます。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始 揚港により異なります。
Panjang 向け 2018年3月18日以降入港本船積載貨物
Jakarta 向け 2018年5月23日以降入港本船積載貨物
Belawan 向け 2018年7月18日以降入港本船積載貨物
Surabaya 向け 2018年8月8日以降入港本船積載貨物
2. 対象 日本または第三国発インドネシア向け B/L
3. 記載内容
①Consignee 様の Tax ID(=NPWP)
②インドネシア輸入時の HS-Code (複数存在する場合は最低5つ)

ご不明な点がございましたら、弊社マーケティンググループ (03-3536-3418) 迄お問合せ下さい。

以上